

政治主導の確立

今回の改革では、国民の声を直接行政に生かせるよう
内閣総理大臣の補佐体制を強化し、
政治主導の行政運営を目指しています。

内閣機能強化の 必要性

昨今の国家目標の複雑化や内外
の環境変化の激化などを背景に、
行政全体の戦略性・総合性を確保
し、機動的かつ迅速な意思決定が
できるよう、内閣及び内閣総理大
臣の国政運営におけるリーダーシ
ップを高めるための仕組みを整備
することが喫緊の課題になってい
ます。

そこで、今回の中央省庁等改革
関連法律等のうち、「内閣法の一
部を改正する法律」「内閣府設置
法」などにおいて、内閣機能強化
のための措置を講じています。

内閣法の一部改正及び 関連措置

(1) 国民主権の理念の明確化

第二次橋本内閣における行政改
革会議「最終報告」では、一般の
行政改革の目標は「この国のかた
ち」を再構築することであり、そ
れは「行政」の改革であると同
時に、「われわれ国民」自身の在り
方にかかわるものであるとされて
います。これは、国民が統治の主
体として、国家の健全な運営を
図ることに自ら責任を負うという
国民主権の理念を明らかにするこ
ともつながるものです。

こうした点を踏まえ、内閣法を

改正し、第一条に「国民主権の理
念にのっとり」という文言を挿入
しました。

(2) 国務大臣の数

内閣の行政権の行使は、これま
でも国民主権の理念にのっとり
行われてきたものではありません
が、行政権の行使は国民の生活に
日常直接的な影響を及ぼすこと
あることから、今般、これを明記
したものです。また、主権者である
国民、国会、内閣総理大臣、国務大
臣という結びつきを規定上明らか
にすることは、内閣総理大臣の国
政運営上の指導性を明確化するこ
ともつながるものです。図1。

内閣法で二十人以内とされてい

(3) 内閣総理大臣の発議権の明 確化

た内閣総理大臣以外の国務大臣の
数については、「十四人以内とす
る。ただし、特別に必要な場
合においては、三人を限度にその
数を増加し、十七人以内とするこ
とができる」としました。

内閣法第四条第一項を改正し、
内閣総理大臣が、内閣の首長たる
地位に由来する閣議主宰者として
の立場から、自らの「内閣の重要
政策に関する基本的な方針」その
他の案件を、閣議にかけることが
できる旨を明確に定めました。

ここにいう「内閣の重要政策に
関する基本的な方針」の具体的な

例としては、

対外政策及び安全保障政策の基
本

行政及び財政運営の基本

経済全般の運営及び予算編成の
基本方針

基本方針

行政機関の組織及び人事の基本
方針

方針

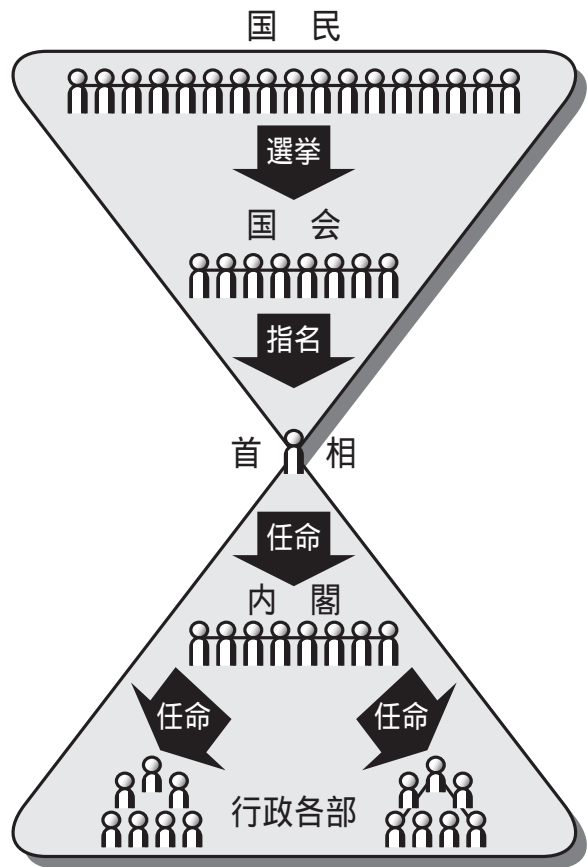
などが考えられています。

この改正により、内閣の首長である内閣総理大臣の国政運営における指導性がより一層明確化され、内閣が、内閣総理大臣の基本方針を共有して、日本国憲法の定める「国務を総理する」任務を十全に発揮していくことにつながっていくことが期待されます。

(4) 内閣官房の企画立案機能の 明確化

内閣総理大臣の発議権の明確化に加え、内閣の首長である内閣総理大臣を直接補佐する内閣官房が、前項の「基本的な方針」の企画立案を行うことを明らかにする

[図1] 憲法の理念から見た考え方



ため、内閣法第十二条第二項を改正し、内閣官房が「内閣の重要政策に関する基本的な方針」を企画立案することを明確に定めまし
た。

また、内閣が行政各部の諸施策の事後的な「調整」にとどまらず、「総合戦略機能」を発揮することの重要性の増大に伴い、今回併せて「基本的な方針」以外の事項に

ついても、現行法上の「総合調整」とともに「企画立案」を明定することにしました。

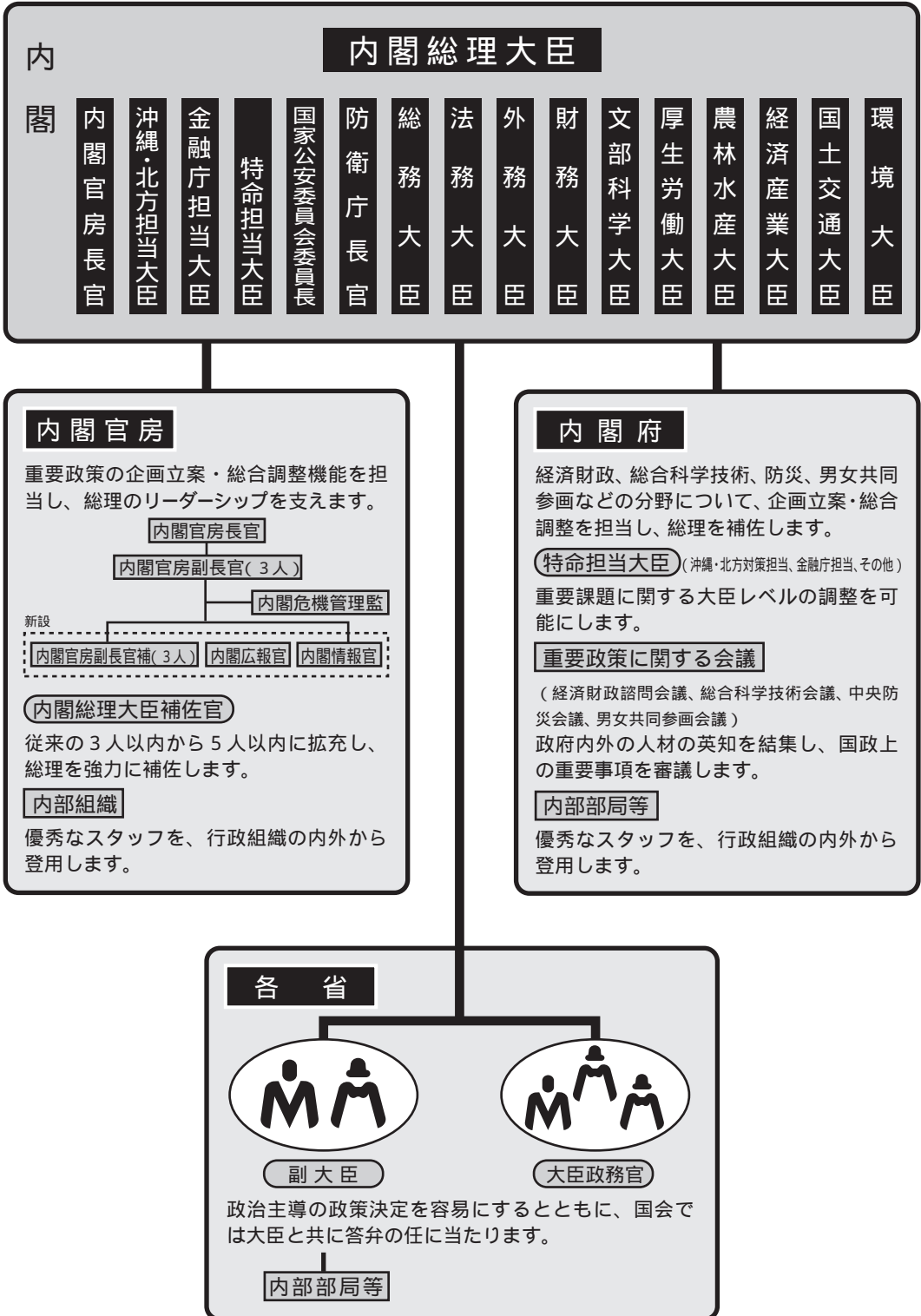
(5) 内閣官房副長官補等の特別 職の新設

内閣官房に、従来の内閣内政審議室長、内閣外政審議室長、内閣安全保障・危機管理室長、内閣広報官及び内閣情報調査室長に代わ

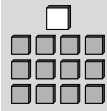
って、内閣官房副長官補（三人）、内閣広報官（一人）及び内閣情報官（一人）を特別職として新設し、内閣官房の企画立案・総合調整機能の強化を図ります「図2」。

特に、内閣官房副長官補については、従来、内閣内政審議室、内閣外政審議室及び内閣安全保障・危機管理室が所掌していた事務を三人で掌理することになります

内閣、内閣官房、内閣府、各省等の構成



(注) 防衛庁には、副長官及び長官政務官が置かれます。



新府省の副大臣等の定数

	副大臣の定数	大臣政務官の定数
内閣府	3人	3人
防衛庁	(副長官)1人	(長官政務官)2人
総務省	2人	3人
法務省	1人	1人
外務省	2人	3人
財務省	2人	2人
文部科学省	2人	2人
厚生労働省	2人	2人
農林水産省	2人	2人
経済産業省	2人	2人
国土交通省	2人	3人
環境省	1人	1人
計	22人	26人

多様化、国際化などが進展する中、行政がこれらの変化に的確に対応していくため、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期を定めて一般職の国家公務員として採用し、必要な場合には特別の俸給表の適用等により適切な処遇を行うことを可能とするため、昨

年法律により新たに整備されたものです。

内閣府の新設

(1)内閣府の位置づけ

今回の中央省庁等改革では内閣機能の強化が重要な柱の一つです

が、この内閣機能強化の一環として、内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制を充実するため、新たに内閣に内閣総理大臣を長とする内閣府を置くことにしました。

内閣府の詳細に関しては、「新府省の紹介」の内閣府(36ページ)を参照してください。

副大臣等を設置し 政治主導を強化

今回の中央省庁等改革で大括り編成される各省においては、政治主導の政策判断が迅速に行われるよう、大臣の政治的な政策判断を補佐する機能を強化するために、副大臣と大臣政務官が新設されました。

副大臣及び大臣政務官については、与党において省庁再編に合わせて導入することなどが合意された後、与野党間で協議が行われ、「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」(議員立法)により、その創設が定められ、この議員立法を受けて行われた国家行政組織法の一部改正等により、その具体的な設置が定められました。

新たに設置された副大臣は、大臣の命を受けて、政策及び企画をつかさどり、いわゆるラインとして大臣に次ぐ立場から必要な政策判断を行うこととなります。一方、大臣政務官は、大臣の指示に基づいて、特定の政策及び企画に参画し、大臣に対して提案等を行うこととなります。また、副大臣、大臣政務官とも政治と行政の調整を担当し、国会においては、前記の議員立法により大臣を補佐するため委員会などに出席できることとされています。

副大臣及び大臣政務官の任免については、政務次官同様、大臣の申出により内閣が行いますが、副大臣については、その任免を天皇が認証することとされています。

(中央省庁等改革推進本部事務局)